

Title	再び倭の五王の名称について
Sub Title	
Author	志水, 正司(Shimizu, Masaji)
Publisher	三田史学会
Publication year	1965
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.38, No.2 (1965. 10) ,p.96(250)- 96(250)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	余白録
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19651000-0096

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

再び倭の五王の名称について

倭の五王の讚・珍・濟・興・武という名称は、日本側でつけた好字名称であるとしても、何故に一字とされたのであるか、との質問にしばしば接するので、一応の私案を述べて大方の批判を仰ぎたいと思う。

まず注目したいことは、元嘉一五年(四三八)遣使貢獻の際に倭王珍が自称請求した官爵の使持節都督倭百濟新羅任那秦韓慕韓六国諸軍事安東大將軍倭国王は、半島諸王の官爵、すなわち永初元年(四二〇)除授の使持節都督營州諸軍事征東大將軍高句麗王樂浪公璉および使持節都督百濟諸軍事鎮東大將軍百濟王映のそれに倣ったものであり、また昇明二年(四七八)に倭王武が上表文中でみずから倣した開府儀司三司の官も、大明七年(四六三)に高句麗王璉が加進された車騎大將軍開府儀同三司に倣ったものと認められることである。つまり、当時の倭王は高句麗・百濟の外交先例にもつばら倣い

ながら、半島に対等乃至支配的な地位を宋朝から承認されようとしていたことが知られるであろう。

さて、宋書に高句麗の長壽王は高璉、百濟の腆支王は余映などがあり、また単に璉・映ともあるが、夷蛮伝高句麗国条に載せられている永初元年および大明七年の除授の詔文中には璉・映とのみあることが注意される。しかもこれらの除授の詔について倭国側も承知していたことは、前段で倭王の自称・自倣の官爵に見たところである。すなわち、かかる詔書類が当時の外交先例と認められていたから、倭王が宋朝へ除授を請求する場合にも、一字の名称をつけ用いたものであると推定されるのである。

(志水正司)